

目的

社会福祉課

予算書P76

金額4,868千円

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業をはじめ身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく相談等の業務を総合的に行う基幹相談支援センターの運営を委託する。また、障害福祉サービスを利用するために必要とされる標準的な支援の度合いを示す障害支援区分を把握するために、心身の状況等を利用者や支援者等から80項目の聞き取り調査を行う支援区分認定調査業務を委託する。

内容

・基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務等を行う。

○総合相談・専門相談

- 障がいの種別や各種ニーズに対応する
- ・総合的な相談支援の実施
 - ・専門的な相談支援の実施

○地域の相談支援体制の強化の取組

- ・相談支援事業者への専門的指導、助言
- ・相談支援事業者の人材育成
- ・相談機関との連携強化の取組

○地域移行・地域定着

- ・入所施設や精神科病院への働きかけ
- ・地域の体制整備に係るコーディネート

○権利擁護・虐待防止

- ・成年後見制度利用支援
- ・虐待を防止する取組

・認定調査とは、その対象者の支援区分を判定する審査会にかける資料を作成するために行うもので、身体障害・知的障害・精神障害・難病のある方それぞれの生活環境を踏まえ、どのような支援をどの程度必要とするかを調査をするものである。